

# LIFE? LIVE? LIKE? LOVE?

これを認めない。  
国々の交戦権は、  
これを保持しない。

前項の目的を達するため、  
陸海空軍その他の戦力は、

永久にこれを放棄する。

武力による威嚇又は武力の行使は、  
国際紛争を解決する手段としては、

国権の発動たる戦争と、  
国際平和を誠実に希求し、

正義と秩序を基調とする

日本国民は、

# 憲法9条はどんなもので、 どんな役割を果たしてきたのか

憲法9条は、日本の先の侵略戦争でアジアの人々約2000万人もの犠牲を生んだ反省として、そしてもうこの先日本は戦争をしないという誓約として作られたものです。

戦争を放棄するという1項は、国連憲章などで各国の自衛権行使を認めているので、ここで放棄した戦争は侵略戦争であると多くの憲法学者や政府は考えています。戦力を持たないという2項は、初めは政府も自衛のための軍隊も持てないとしましたが、朝鮮戦争が始まるとアメリカの要請で警察予備隊を持ち、これがその後自衛隊に発展したのです。

しかし、2項ははつきりと「戦力」を否定しているので、政府は自衛隊は「戦力」に至らない「実力」（警察以上軍隊未満の組織）にすぎず、他国の軍隊とは違うから自衛隊を海外に出さない、**集団的自衛権**を行使できないと説明してきました。また、9条を具体化するものとして、**武器輸出禁止3原則**や**非核3原則**という制約も作ってきたのです。

したがって、9条があつたことで、日本はイギリス軍のようにアメリカによるアフガニスタン戦争やイラク戦争に出て行くことはありませんでした。自衛官は海外で他人の人を殺してきませんでしたし、殺されることもなかつたのです。

戦力と実力——政府は「戦力」を「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」という独特な解釈をしているが「実力」という用語は憲法のどこにも書かれておらず、政府が自衛隊を合憲とするために生み出した概念。

**集団的自衛権**——他国から攻撃を受けた国が自国一国で反撃する個別の自衛権に対して、他国（A国）から攻撃を受けた国（B国）と同盟関係にある国（C国）が、直接A国から攻撃を受けていなくとも、B国のためにA国を攻撃する権利。

**武器輸出禁止3原則**——1967年に共産圏・国連決議により輸出が禁止されている国・国際紛争当事国へ武器輸出しないとし、1976年には事実上これら対象国以外も禁止した原則。

**非核3原則**——1967年に明確にされた、核兵器を持たず・作らず・持ち込ませずという原則。

## 変えたくない「わたし」にでもある」と

いっしょに  
考えて  
みませんか？

いま、憲法を、みんなで  
読み、知り、話し、考えよう！

法まら  
いみ  
憲

安倍  
9条改憲NO!  
憲法を生かす  
全国統一署名

あなたの思いを  
寄せてください。



ここから  
ネット署名が  
できます！